

令和4年第3回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和4年3月10日(木) 午後1時30分

2 閉会 令和4年3月10日(木) 午後3時53分

3 場所 消防署 3階研修室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘	茅原 弘和	武田 英雄	前田 操	守安 淳市
池上 次男	竹内 功次	東 茂	大月 泉	黒江 冊旨
友野 伸樹	藤井 久美			

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

1番委員 15番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 7号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第 8号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 9号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第10号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第11号 農業振興地域整備計画の変更等について

報告第 6号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第 7号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 8号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 9号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和4年第3回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が12名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、1番委員、15番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。議案第7号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号68番】

(農地担当) 68番、東阿曾の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員) 渡人は高齢化により農業の廃止を行い、生じたものです。地元としては問題ないと聞いております。詳細は武田委員からお願いします。

(農地担当) 武田推進委員の説明をお願いいたします。

(武田委員) 渡人は兄弟で、この度農業を廃止するというので、受人はこの土地から200メートルほど離れたところにお住まいで、農業歴が30年ということで奥さんと2人で農業をされています。将来的には、水稻と果樹を考えているということです。総合的に見て問題ないと考えます。よろしく審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。68番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、68番は許可されました。

【受付番号69番】

(農地担当) 続きまして69番、総社の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(15番委員) こちらの農地は住所が総社となっておりますが、実際は刑部の集落にある農地です。詳細は茅原委員から説明をお願いしたいと思います。

(農地担当) 茅原推進委員の説明をお願いいたします。

(茅原委員) 渡人は神戸の方で、お父さんが亡くなって空き家になっています。総社に帰られる予定はなく、この度、遠縁の親戚にあたる受人に相談されていました。受人は現在でも1町を超える田んぼをされており、総合的に見て問題はございませんでした。ご審議のほどよろしくお願いします。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。69番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、69番は許可されました。

【受付番号70番】

- (農地担当) 続きまして70番、日羽の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
- (2番委員) 3月1日に、大月委員と現場を見に行きました。災害復旧の土地の代替地ということ
です。詳細は大月委員お願いいたします。
- (大月委員) この土地は、調査項目にあたるものについては、支障はございません。高梁川の堤防を
作るにあたり、ちょうどかかるということで、隣に代替地として準備しておると
いうことです。
- (農地担当) 受人が他地区ということで、12番委員にも調整いただいております。補足がありまし
たらよろしく申し上げます。
- (12番委員) 受人が持っていた土地を県が買い上げて、代替地を準備したものです。地元としては問
題ないと考えております。よろしく申し上げます。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。70番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、70番は許可されました。

【受付番号71番】

- (農地担当) 71番、東阿曾の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
- (3番委員) この案件は、68番と同じ渡人です。地元としては問題ないと聞いております。詳細は
武田委員から申し上げます。
- (農地担当) 武田推進委員の説明をお願いいたします。
- (武田委員) 68番の案件と同様に農地の処分という形です。今この土地は、受人が借りて作って
いたものを買取るというものです。総合的に見て問題ないと考えます。よろしく審議の程
申し上げます。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。71番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、71番は許可されました。

【受付番号72番】

- (農地担当) 72番、山田の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
- (7番委員) 渡人は、高齢で農作業をやっておりません。田は地元の営農組合にお願いしています。この3か所の畑は、雑草地になっていますが、農地に戻すのは可能です。受人は、雑草を刈り取り耕作されると聞いております。地元としては、荒れ地が元に戻るということでよいことだと思っております。ご審議よろしくおねがいします。
- (農地担当) 東推進委員、何かありましたらお願いいたします。
- (東委員) 7番委員のとおりです。受人は大規模に農業をされている方なので、問題ないと思います。よろしく審議の程お願いします。
- (農地担当) 受人が他地区ということで、10番委員にも調整いただいております。補足がありましたらよろしくお願いします。
- (10番委員) 今後は、奥さんと息子さんと、果樹野菜の栽培をしていくそうです。農機具に関しても整備されています。問題ないと考えますので、よろしくお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。72番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、72番は許可されました。

【受付番号73番、74番】

- (農地担当) 続きまして73番、久代の件につきまして、74番と関連案件でございますので、一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。
- (1番委員) この案件は交換案件です。ここは、田越して入っていかなければならない所で、不便だということで、お互いの話で交換して解消するという案件です。お互い納得されているので問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

(農地担当) 竹内推進委員, 何かありましたらお願いいたします。

(竹内委員) 水利的にも同じ水利ですし, いろんな問題がスムーズにいくようになると思います。よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。73番, 74番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, これらは許可されました。

【受付番号75番】

(農地担当) 続きまして75番, 日羽の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) ここは, おいしいミカンを作っているところです。詳細は大月委員よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは, 大月委員の説明をお願いいたします。

(大月委員) 渡人は市外の方で, 日羽まで来てミカン畑をすることが出来ないということで, 受人が渡人の土地を10年くらい使っておりまして, この度, そのまま受人に譲るということです。荒れるよりいいと思いますので, よろしく審議の程をお願いします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。75番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 75番は, 許可されました。

【受付番号76番】

(農地担当) 続きまして76番, 宿の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員) 受人は, 5年前くらいからの桃の新規就農者です。詳細は黒江委員よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは, 黒江委員の説明をお願いいたします。

(黒江委員) 渡人は県外に住んでおり, もう宿へは帰ることがないということです。受人は, 1ヘクタールの桃園をやっておりますので, 問題ないと思います。よろしく審議の程をお願いします。

- (農地担当) 受人が三須地区ということで、14番委員、何かありましたらお願いします。
- (14番委員) 問題ないと思います。
- (農地担当) 守安委員何かありますか。
- (守安委員) 特に何もありません。
- (9番委員) ちょっと補足をします。この園地のほとりに渡人が住んでいた民家があります。そこも一緒に購入するそうです。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。76番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、76番は、許可されました。

【受付番号77番】

- (農地担当) 続きまして77番、総社の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (15番委員) 詳細は地元推進委員の茅原委員お願いします。
- (茅原委員) 受人の方は、この場所まで距離がありますが、時間的には問題ないと思います。受人からの要望ということで聞いております。
- (農地担当) 受人が山手地区ということで、9番委員、何かありましたらお願いします。
- (9番委員) 問題ないと思います。
- (農地担当) 友野委員何かありますか。
- (友野委員) 受人と面談しました。奥さんの実家のすぐ近くの農地で、いずれは、野菜を中心にしたということ。農機具も所有されております。したがって特に何もないと考えております。よろしくお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。77番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、77番は、許可されました。

【受付番号78番】

- (農地担当) 続きまして78番、総社の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(15番委員) これは77番と同じ地区です。詳細は地元推進委員の茅原委員お願いします。

(茅原委員) 受人の方は、手広く稲作をされており、渡人と近所です。受人が、もっと田んぼをやっていきたいということで、渡人に相談をして、話がまとまったということです。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。78番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、78番は、許可されました。

【受付番号79番】

(農地担当) 続きまして79番、見延の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員) ここは、ほ場整備の割田になっており、この土地の隣のほ場が受人です。この度、一体でやってもらうために、渡人が受人にお願いをしたところ引き受けてくれました。受人は、農機具も乾燥機も持っており、問題ないと思いますので、よろしく審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。79番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、79番は、許可されました。

【受付番号80番、81番】

(農地担当) 続きまして80番、北溝手の件につきまして、81番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をいたします。

(4番委員) 受人と渡人との間で話がまとまり交換する案件です。受人、渡人どちらも1ヘクタール程度の農業をされており、農機具もすべてそろっておりますので問題ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。80番、81番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは、許可されました。

(農地担当) 以上で議案第7号の審議は終了いたしました。

【議案第8号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第8号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第8号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号29番，143番】

(農地担当) 29番，三須の件ですが，5条の143番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 3月7日におきまして，私と1番委員，2番委員，15番委員，推進委員の守安委員，事務局1名の計6名で現地調査をさせていただきました。転用申請地の周辺状況といたしまして，29番ですが，東が畑，西が宅地，南は道，北が宅地です。143番ですが，東が宅地，西が畑，南は市道，北が宅地というような状況でございます。いずれも転用した場合の周辺農地への影響はないものと思われま

(農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) 詳細につきましては，守安委員からお願いします。

(農地担当) それでは守安委員からの説明をお願いします。

(守安委員) 29番については，すでに宅地になっており始末書が提出されています。用水については，南側にあります。排水については，既存の排水路に接続します。日照通風，土砂の流出は，問題ありません。143番については，用水は南にあります。排水については，既存の排水路に接続し，生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風，周辺への土砂流出は問題ありません。地元としては別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 29番については，始末書が提出されています。農地区分ですが，甲種，第1種，第2種，第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで，第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

- (農地担当) それでは採決いたします。29番, 143番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, これらは許可されました。

【受付番号30番】

- (農地担当) 30番, 真壁の件ですが, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (14番委員) 転用申請地の周辺状況といたしまして, 東が宅地, 西が田, 南は田, 北が道というような状況でございます。転用した場合の周辺農地への影響はないものと思われま。
- (農地担当) それでは地元推進委員からの説明をいたします。
- (15番委員) 北の道の拡幅するという案件です。周辺農地への水利等の問題はないです。転用した場合の周辺農地への影響はないものと思われまので, よろしくお願ひします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 市街化区域に近接し, 市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで第2種農地と判断してま。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。30番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 30番は許可されました。

【受付番号31番, 158番, 159番】

- (農地担当) 31番, 南溝手の件ですが, 5条の158番, 159番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (14番委員) まず, 31番ですが東が田, 西が市道, 南は田, 北が宅地というような状況でございます。158番ですが, 東が田, 西が市道, 南は市道, 北が田です。159番ですが, 東が田, 西が宅地, 南は宅地, 北が宅地です。以上です。
- (農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いしま。
- (4番委員) この案件は, 始末書が提出されてま。申請地は, 平成12年ごろに許可を得ずに自宅の出入り口及び駐車場にして宅地利用してま。営農条件への影響ですが, 隣接地に影響はないものと考えま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主査) 是正ということで始末書が提出されております。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。31番、158番、159番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。
- (農地担当) 以上で議案第8号の審議は終了いたしました。

【議案第9号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第9号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第9号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号141番】

- (農地担当) 141番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (14番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が田、北に宅地があります。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) この辺りは、どんどん市街地化しております。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。141番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、141番は許可されました。

【受付番号144番】

(農地担当) 続きまして144番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が田、北が田です。この件については守安委員より詳細をお願いします。

(農地担当) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。

(守安委員) 用水については、支障ありません。排水は、道路側溝へ接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。144番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、144番は許可されました。

【受付番号145番】

(農地担当) 続きまして145番、清音軽部の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北は道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) 申請地は、建物に囲まれた畑でして、何ら問題はないと考えております。詳細は藤井委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは、藤井委員からの説明をお願いいたします。

(藤井委員) 自宅前に家庭菜園があり、自宅北側のこの申請地に農機具倉庫をこの度、建てるということです。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地というところで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。145番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、145番は許可されました。

【受付番号146番、147番】

- (農地担当) 続きまして146番、三輪の件につきまして、147番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (14番委員) まず、146番ですが、東が宅地、西が水路、南が宅地、北は水路です。次に147番は、東が宅地、西が水路、南が宅地、北は田です。以上でございます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (8番委員) ここは、去年転用申請が出たところの残地です。用水については、支障ありません。排水は、道路側溝へ接続し、生活雑排水については、公共下水道に接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にコンクリート擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで第2種農地と判断しています。
- (農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。146番、147番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号148番】

- (農地担当) 続きまして148番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (14番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北は水路です。この件については

守安委員より詳細をお願いします。

(農地担当) それでは、守安委員からの説明をお願いいたします。

(守安委員) ここは、分譲宅地の最後の一角です。用水については、支障ありません。排水は、道路側溝へ接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にコンクリート擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。148番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、148番は許可されました。

【受付番号149番, 150番】

(農地担当) 続きまして149番、金井戸の件につきまして150番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、149番は、東が田、西が水路、南が田、北は市道。150番は、東が宅地、西が田、南が田、北は市道です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 用水については、支障ありません。排水は、既存道路側溝へ接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。149番、150番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号151番, 152番】

(農地担当) 続きまして151番, 門田の件につきまして152番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが, 東が畑, 西が田, 南が田, 北が市道というような状況でございますが, 転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この案件は, 転用目的は自己住宅と進入路です。息子さんが地元に戻って家を建てるといことです。地元としては問題ないと考えておりますのでご審議をよろしく願ひします。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 151番, 152番は許可されました。

【受付番号153番】

(農地担当) 続きまして153番, 井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが, 東が田, 西が駐車場, 南が宅地, 北が田というような状況でございますが, 転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 周辺状況ですけど, 道に面したところに農地が残りますが, 転用しても水利等影響はないと考えておりますのでご審議をよろしく願ひします。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 市街化区域に近接し, 市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。153番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、153番は許可されました。

【受付番号155番, 156番】

(農地担当) 続きまして155番, 福井の件につきまして、156番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) まず、155番の周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が田、北が宅地というような状況でございます。156番については、東が道路、西が田、南が田、北が宅地というような状況でございます。転用した場合の農地の影響はないと思われまふ。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 申請地は市街化との境界部分というところでは、茅原委員から説明をお願いいたします。

(茅原委員) 田が1枚残りますけど、水の関係、機械の進入については問題ありません。周辺農地への影響はないと考えております。総合判断といたしまして問題ないと思われまふ。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで第2種農地と判断してあります。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。155番、156番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号142番】

(農地担当) 続きまして142番、黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、東が道、西が田、南が田、北は田です。転用した場合の農地の影響はないと思われまふ。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員) 地元では問題ないと聞いておりますが、詳細は石尾委員からお願いいたします。

(農地担当) それでは、石尾委員からの説明をお願いいたします。

(石尾委員) 営農条件ですが用水については、問題ありません。雨水排水は、既存道路側溝へ接続し、

生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。日照通風は問題ないです。土砂の流出は、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しており、例外許可規定として集落に接続して設置される施設ということで適用しております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。142番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、142番は許可されました。

【受付番号154番】

(農地担当) 続きまして154番、清音軽部の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が道路、北は田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) 受人は渡人の娘さんということです。詳細は藤井委員からお願いいたします。

(農地担当) それでは、藤井委員からの説明をお願いいたします。

(藤井委員) 渡人の家のすぐ南側に申請地はあります。土砂流出については、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。雨水排水は、既存道路側溝へ接続し、生活雑排水については、公共下水道に接続します。日照通風は問題ないです。周辺状況を見て別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しており、例外許可規定として集落に接続して設置される施設ということで適用しております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。154番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、154番は許可されました。

【受付番号157番】

- (農地担当) 続きまして157番、清音軽部の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (14番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が道路、北は田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6番委員) 受人は渡人の娘さんということで地元に戻って生活したいということです。詳細は藤井委員からお願いいたします。
- (農地担当) それでは、藤井委員からの説明をお願いいたします。
- (藤井委員) 周辺は住宅があります。土砂流出については、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。雨水排水は、既存道路側溝へ接続し、生活雑排水については、公共下水道に接続します。日照通風は問題ないです。周辺状況を見て別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。157番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、157番は許可されました。

【議案10号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

- (農地担当) 続きまして議案第10号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第10号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号2番、3番】

- (農地担当) まず中原の件について現地確認の結果報告をお願いします。
- (8番委員) この辺は宅地化されており、廃止しても道路については影響ありません。地元委員とし

て問題ないと考えております。よろしくご審議お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは用途廃止しても周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それではそのように回答させていただきます。

【議案第 11 号 農業振興地域整備計画の変更等について】

(農地担当) 続きまして別紙になります。議案第 11 号、農業振興地域整備計画の変更等について、
を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第 11 号 農業振興地域整備計画の変更等について説明】**

(農地担当) 事務局から説明のありました農振除外の件についてですが、2月28日に運営委員で現地調査をしております。運営委員さんの中で気づいた点、気になった点がございましたら意見ををお願いします。

(15番委員) では、私から。山手の3については、優良農地でありました。どうかなあと思いましたが、農家住宅の残農地ということだったので、まあしょうがないかなということでした。

(農地担当) 他にございますか。

(委員) なし。

(農地担当) 特にございませでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のどおり承認といたします。

【報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第 6 号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【報告第 6 号 報告書について朗読】**

【報告第 7 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第 7 号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【報告第 7 号 報告書について朗読】**

【報告第8号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第8号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第8号 報告書について朗読】

【報告第9号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第9号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第9号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 31ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が14件、4条関係が3件、5条関係が19件ございました。総社市所有公共用財産の用途廃止の件については、2件、周辺営農上問題なしとしました。また、農業振興地域整備計画の変更等について原案どおり承認としました。以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) 日程第4その他に入ります。委員の方、何かございますか。

(委員) なし

(会長) 次に事務局から事務連絡をいたします。

(農林課主任) 【人・農地プランについて報告】

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時53分